

# 岐阜県公報

## 目次

公示

見解書の提出及び縦覧

(環境管理課)

ページ

号外(一) 令和二年七月二十八日

## 公示

○見解書の提出及び縦覧

岐阜県環境影響評価条例(平成七年岐阜県条例第十号)第四十六条第一項の規定により、都市計画決定権者から岐阜県知事に対し、同条例第十八条第一項に規定する見解書の提出があつたので、同条例第十九条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画決定権者の氏名及び住所

羽島市竹鼻町五五番地

羽島市長 松井 聡

二 対象事業の名称及び種類

1 名称

岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

2 種類

廃棄物処理施設の建設(岐阜県環境影響評価条例対象事業)

高層工作物又は高層建築物の建設(岐阜県環境影響評価条例対象事業)

三 見解書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 場所

岐阜県庁(環境生活部環境管理課)、大垣市役所(生活環境部環境衛生課)、羽島市役所(建設部都市計画課)、海津市役所(市民環境部環境課)、輪之内町役場(住民課)及び安八町役場(住民環境課)

2 期間

令和二年七月二十九日(水)から八月十七日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝  
日を除く。)

3  
時間

午前九時から午後五時まで

令和二年七月二十八日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社